

令和元年議案第7号

愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年10月29日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。